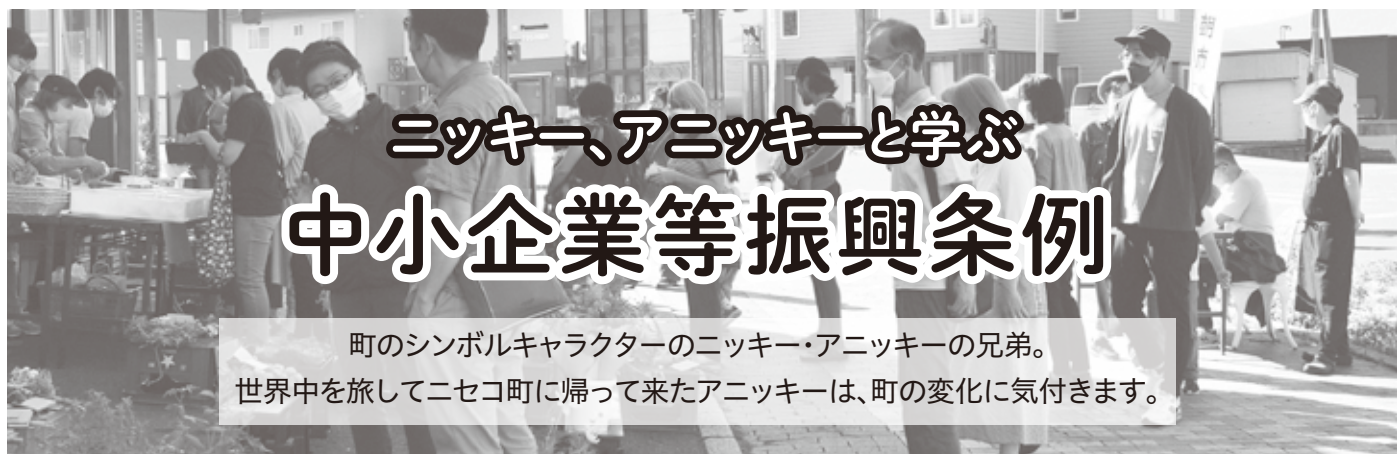




ニッキー、アニッキーと学ぶ 中小企業等振興条例

町のシンボルキャラクターのニッキー・アニッキーの兄弟。
世界中を旅してニセコ町に帰って来たアニッキーは、町の変化に気付きます。

アニッキー
田舎暮らしに飽き、世界中を旅してニセコ町に帰ってきたニッキーのお兄さん



ニッキー
町の鳥「アカゲラ」のシンボルキャラクター



大切なまちのお店・事業所

我が故郷ニセコ町。久しぶりに帰ってきたけど、なんだかまちが元気だな。

お帰りアニッキー。コロナ禍はどこも大変だけど、ニセコ町では、商工会の会員数が増え続けていたり、新しく事業を始める人が多かったです。実際、まちのお店も増えているから、そう感じるんだろうね。

なるほど。でも、何でお店が増えているんだい？
商工会が中心になって、事業をする人のサポートをしているよ。また、事業を始めた人向けの無料セミナーを毎年開催したり、

新しいチャレンジをする人やこれまでのお店を継ぐ人向けの補助制度も設けたりしているんだ。これまでの補助の件数は50を超えているんだ。町の中心産業である、農業と観光業がしっかり元気だから、また町民のみなさんの応援もあるから、こんなにも新しい取り組みにチャレンジする人が多く、まちを元気に感じている人だと思うよ。

でも、俺は小さい頃からあるお店が、今も営業を続けていることも同じようにうれしいな。思い出の味ってみんなあるだろう。

よくあのお店にいったよね。

今は新しい人に受け継がれたけど、あの頃と同じ味でばくもうれしい。

飲食店だけじゃなくて、まちにはいろんな種類のお店・事業所が必要だよな。まちから大工さんや電気屋さん、水道屋さんになつたら大変。まちの事業所は、町民のみなさんの働き先でもあるし、いろんな事業所があることで、町の中でいろんな仕事が生まれることもある。町外の事業者にもお願いすることもあるけど、できるだけ町の事業者が担うことができれば、それだけまちの仕事が増え、まちの経済が元気になるよな。

経済だけでなく、暮らしの面もね。ネット社会といわれるけど、カフェ・ケーキ屋さんだけでなく、花屋さんや床屋さんといったお店がまちにあること、日常生活である程度、町内で買い物・用事が済むことは、安心で快適な暮らしにつながるんだよ。

それでもニセコ町は、人口5000人。都会とはまったく違うから、都会と同じサービスを求めているじゃないし、都会と同じように考えてもいけない。

そうなんだ。町内の会社（企業）って、従業員が少ないけど、比較的規模の小さいところが多い。だけど、この小さな会社がまちの暮らしや経済を支えているんだね。

たくさんあるまちの小さな会社。これからもみんな大事にしていかなければいけない。

そう。そこで町は新しい条例を作ったんだよ。

新しい条例

その新しくできた「ニセコ町中小企業等振興条例」ってどんな内容なんだい？

比較的規模の小さなまちの会社を、みんなで大切にしてい

ニセコ町中小企業等振興条例の概要

現状・課題・背景

- ・ニセコ町の中小企業数 210(うち小規模 192) (2016 経済センサス、中小企業庁 HP)
- ・ニセコ町の商工会員数 207(2022.3 末)→過去最多(内発的な起業や移住、企業進出も)
- ※全国町村の新設法人増加数ランキング 6 位タイ(2021 年 4-9 月で 14 社増)(国税庁集計)

町内において中小企業が地域に果たす役割の重要性が一層増してきた(中小・小どもちらも)企業が多様化(進出)、働き方が流動化
新型コロナウイルス感染拡大による大きなダメージ

- ◇中小企業及び小規模企業が、本町経済の活性化や地域内循環、及び雇用確保の担い手として、それぞれ役割を明確化し、ニセコ町が関係者と一体となって中小企業等の振興をすることが、本町経済の持続的発展、地域内循環及び町民生活の向上につながる
- ◇一過性の政策ではなく、条例でニセコ町としての姿勢を明確にする

国や他自治体の動向

- ・H11 中小企業基本法改正 地方公共団体の責務規定
- ・H26 小規模企業振興基本法 地方公共団体の責務規定
- ・H28.4 北海道小規模企業振興条例施行
- ※道内の中小企業・小規模企業振興基本条例制定の状況 (R4.9. 北海道調べ)、69 自治体 20 市、43 町、6 村(後志管内 1 市、1 町、2 村)

ニセコ町の主な中小企業政策

- ・各種商工会事業への支援(商工会経費、セタのタベ等)
- ・綺麗カード普及拡大事業への支援
- ・「にぎわいサポート事業補助金」、「ビジネススクール」
- ・中小企業特別融資(資金の預託)、産業振興基金貸付
- ・創業支援計画策定(それに基づく商工会や大学と連携によりビジネススクールなどにおいて創業前から支援)など

条例の概要

目的

- (第 1 条)
この条例は、中小企業等が本町経済の活性化、地域内循環及び雇用確保の担い手として地域に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興の基本となる事項を定め、中小企業等の健全で持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

基本理念

- (第 3 条)
(1) 中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているとの認識の下、持続的に地域経済の循環と発展が図られるよう総合的に推進
(2) 関係者が相互に助け合いながら取組み、経済的社会的環境の変化に的確に対応
(3) 中小企業等自らが創意工夫及び努力し、多様性を尊重
(4) 本町の産業構造及び地域特性を踏まえ、地域経済循環を高め、かつ、豊富な地域資源の有効活用を図ることにより、地域の潜在力を活かす取組
2 小規模企業の振興は、経営資源の制約を踏まえ、円滑・着実な事業運営の確保を考慮

政策の基本方針等

- (第 4 条)
(1) 中小企業等と関係機関との連携及び中小企業等相互の連携の促進
(2) 人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図り経営基盤の強化を促進
(3) 経営の革新及び創業の促進
(4) 経営の安定、事業承継を図り、中小企業等の経済的社会的環境の変化への適応を促進
(5) 脱炭素及び新たな技術等を利用した事業活動の促進
(6) 産業連携及び広域連携により、地域の特色ある資源の利用促進、地場産品の販路拡大
(7) 労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること。
(8) 必要な情報提供を行い町民の理解を深め、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成
(9) 地域内経済循環を担う小規模企業者等の取組を支援し、経済循環の保持と向上
(10) 町の発注等において、中小企業等の受注機会の増大を図る

各主体の役割

<町民の理解と協力> (第 5 条)

- ・中小企業等が行う事業及び社会貢献に関心を持つ
- ・商品の購入又はサービスの利用などにより、中小企業等の健全な発展に協力

<町の役割> (第 6 条)

- ・振興政策を総合的に推進
- ・中小企業等及び関係機関と連携
- ・必要な財政上の措置

<小規模企業への配慮等> (第 7 条)

- ・振興政策を実施するときには、小規模企業の経営事情に配慮
- ・商工会による経営発達支援計画を策定の協力

<中小企業等の努力義務> (第 8 条)

- ・経営の革新、経営基盤の強化及び事業承継に自主的に取り組む
- ・地域の関係者、関係機関との連携
- ・雇用の維持及び創出並びに雇用環境の整備、人材育成
- ・地域社会との調和を図り、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献

<商工会の役割> (第 9 条)

- ・経営の向上及び改善、振興政策実施に協力
- ・関係機関と連携及び協働、地域社会への貢献
- ・商工会への加入促進

<経済団体等の協力> (第 10 条)

- ・指導及び支援、町及び関係機関が実施する政策に協力
- ・中小企業等の組織化、中小企業者等の相互の連携及び関係機関との連携を促進

<金融機関の協力> (第 11 条)

- ・円滑な資金調達、経営の革新及び成長を積極的に支援
- ・関係機関が実施する振興政策に協力

<大学等の協力> (第 12 条)

- ・関係機関が実施する振興政策に協力

くために、基本となる町の考えや方針を示したものだ。また、町民や町、会社や商工会などの役割も示し、まちの暮らしと経済を良くしていくことを目的にしているんだ。

この条例で、町では何を新しくはじめるんだい？

そうではないんだ。新しいことをするための条例ではなく、むしろこれまでの取り組みを続けていく、あるいはより高めていくために、町の考えや方針、それぞれの役割をはっきりと示したものなんだ。

俺たち町民は、どんなことができるのか。

条例では次の 2 つを示しているよ。

① まちの規模の小さな会社が、地域にとって重要な役割を担っていること理解し、関心をもってほしい。

② 積極的に、町内の会社の商品を買ったり、サービスを使ったりすることで応援してほしい。

そうか。それなら簡単だ。早速、思い出のあの店で食事を

問合せ／商工観光課商工観光係

TEL 0136-44-2121

担当 川埜・齊藤